

令和 8 年度 水素啓発教室運営等業務委託
に係る提案競技募集要項

1 委託事業名

令和 8 年度 水素啓発教室運営等業務委託

2 目的

本市は、水素リーダー都市プロジェクトとして、下水バイオガス由来の水素ステーションの運営や F C モビリティの導入促進、まちづくりへの水素実装など水素の需要と供給の拡大にチャレンジすることで水素社会の実現を目指している。

本事業は、小学生及び中学生等を対象に、水素エネルギーに関する基礎知識や将来性に加え、その安全性等について分かりやすく学ぶ機会を提供するとともに、本市の水素の取組みについても紹介することで、次世代を担う子どもたちに水素への理解を深めてもらうことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 提案限度額

4,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※見積書が上限額を超える場合は、失格とする。

5 企画提案要望の内容

資料 1 「仕様書（案）」のとおり

6 スケジュール（案）

(1) 募集開始	令和 8 年 8 月 14 日（金）
(2) 質問書締切	令和 8 年 8 月 21 日（金）17 時
(3) 質問回答	令和 8 年 8 月 25 日（火）
(4) 参加申込締切	令和 8 年 8 月 28 日（金）17 時
(5) 企画提案書提出締切	令和 8 年 9 月 4 日（金）17 時
(6) プレゼンテーション	令和 8 年 9 月 14 日（月）（予定）
(7) 最優秀提案者決定	令和 8 年 9 月 18 日（金）（予定）
(8) 契約締結	令和 8 年 9 月 28 日（月）（予定）

7 提案競技参加資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければこの提案競技に参加することはできない。

複数の事業者が共同事業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JV のすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JV として参加する場合は、構成員のすべてがその他の JV の構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。

- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/contract_04.html
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8 質問書の提出

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和8年8月21日（金）17時までに「質問書」（様式1）を電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

(1) 質問書提出先

「17 問い合わせ及び書類提出先」のとおり。

(2) 質問への回答

回答は、令和8年8月25日（火）までに本市ホームページ上に掲載予定。

9 提案競技参加申込み

提案競技に参加を希望される場合は、「7 提案競技参加資格」を確認のうえ、下記のとおり提案参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限・提出方法

令和8年8月28日（金）17時までに郵送（必着）または持参、もしくは電子メールで提出すること。

なお、電子メールで提出した場合、参加申込書を提出した旨を電話で連絡すること。

(2) 郵送・持参先

「17 問い合わせ及び書類提出先」のとおり。

(3) 提出書類

③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の提出を免除する。(③～⑤は、契約締結日までに提出することも可とする。)

① 提案競技参加申込書(様式2)

JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること(書式は自由)。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 会社概要

事業概要が分かるパンフレットでも可。JVとして参加する場合は、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

③ 法務局発行の登記事項証明書

現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税および地方消費税納税証明書

本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式第2-2号)

この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-2号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式第2-3号)

様式第2-3号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式第2-4号)

様式第2-4号に、代表者および役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

財務諸表は貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(4) 提出部数

各 1 部

(5) 参加申込辞退届の提出

提案競技参加申込書の提出を行った者のうち、やむを得ない事情により提案競技への参加を辞退する場合は、令和 8 年 9 月 4 日（金）17 時までに「提案競技参加辞退届」（様式 3）を提出すること。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限・提出方法

令和 8 年 9 月 4 日（金）17 時までに郵送（必着）または持参すること。

なお、別途電子メールにてデータを提出すること。

(2) 郵送・持参先

「17 問い合わせ及び書類提出先」のとおり。

(3) 提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(4) 提出書類

企画提案書

※資料 1「仕様書」、資料 2「提案書作成要領」を参照のうえ、作成、提出のこと。

11 提案審査

(1) プレゼンテーション

提出された企画提案書等についてプレゼンテーション及び質疑を行います。

プレゼンテーションは、当該事業を主に実施する担当者が、提出した企画提案書をもとに行うこと。

詳細な日時・実施方法等については後日通知します。

① 日時：令和 8 年 9 月 14 日（月）（予定）

② 場所：福岡市役所内会議室（福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号）（予定）

③ 説明：時間は 20 分（説明 10 分・質疑応答 10 分）（予定）

④ 選考：最優秀提案者を選定するために設置される提案競技選定委員会（以下「選定委員会」という）にて、事業者から提出された企画提案書やプレゼンテーションをもとに、資料 3「提案競技評価表」に基づき審査を行い、最も得点の高いものを最優秀提案者とする。最高得点者が複数の時は、資料 3「提案競技評価表」に示す評価項目 1～9 の合計点が最も高い者を最優秀提案者とする。

※評価点が総得点の 6 割に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(2) 結果通知

令和 8 年 9 月 18 日（金）以降に電子メール等で担当者へ連絡する。また、最優秀提案者については福岡市ホームページで公表する。

12 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提案書類は返却しない。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提案書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。
- (4) 選定された案件は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがある。

13 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、本市職員及び選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

14 最優秀提案者決定後の手続き

最優秀提案者と提案内容をもとに、最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らなかった場合は、次点提案者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

15 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 審査結果に関する質問は受け付けない。
- (3) 提案書等の書類は一切返却しない。なお、当該提出書類を提案競技参加者に無断で使用することははい。
- (4) 必要に応じて追加資料等の提出を求めることがある。
- (5) この資料を、他の目的のために使用することを禁止する。
- (6) 提案競技において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語並びに日本国通貨に限りものとし、使用する通貨単位は「円」とする。

16 添付資料

- (資料1) 仕様書(案)
- (資料2) 提案書作成要領
- (資料3) 提案競技評価表
- (様式1) 質問書
- (様式2) 提案競技参加申込書
- (様式2-2) 委任状
- (様式2-3) 誓約書
- (様式2-4) 役員名簿
- (様式3) 提案競技参加辞退届
- (様式4) 配置計画
- (様式5) 見積書

17 問い合わせ及び書類提出先

福岡市経済観光文化局新産業振興部水素推進担当 担当 河津・西山

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階

TEL : 092-711-4901 FAX : 092-733-5748

E-mail: suisosuishin.EPB@city.fukuoka.lg.jp